

1. 風俱樂部ケアプランセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	風俱樂部ケアプランセンター
所在地	和歌山県橋本市高野口町名古屋926-1
介護保険指定番号	居宅介護支援事業所（和歌山県 3071000545）
サービスを提供する地域	橋本市、九度山町、かつらぎ町 （上記地域以外の方はご相談ください。）

(2) 事業所の職員体制

	員数
管理者	1名（常勤兼務1名（介護支援専門員と兼務））
介護支援専門員	2名（常勤兼務1名（管理者と兼務）、非常勤専従1名）

(3) サービス提供時間帯（営業時間）

平日	8時30分～17時30分
休日	土・日・12月31日から1月3日

緊急連絡番号 0736-44-2668 （24時間連絡体制を整えています）

2. サービス内容

(1) 介護保険認定申請の手続き

(2) 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

(3) 在宅サービスの利用調整、紹介

- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護
- ・訪問入浴
- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション

(4) 住宅改修

(5) 福祉用具の貸与

(6) 老人福祉の相談

- ・施設の利用調整、紹介
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき下表の金額をいただき、当事業所から領収書・サービス提供証明書を発行いたします。介護保険料の納付後に、この領収書及びサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）	1月につき
要介護1・2	1,086 単位
要介護3・4・5	1,411 単位

初回加算	300 単位
通院時情報連携加算	50 単位
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位
特定事業所加算（A）	114 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位（1回につき）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位（1回につき）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位（1回につき）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位（1回につき）
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位（1回につき）
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5% （和歌山市以外）

※ 加算につきましては、各算定要件を満たした場合につき随時算定いたします。

※ 地域区分（橋本市・6級地）1単位＝10.6円

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。上記以外の中山間地域の方は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として所定単位数の5%を加算いたします。それ以外の地域の方については請求させていただく場合があります。

(3) 解約料

ご利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護1・2	11,511円
	要介護3・4・5	14,956円

保険者（市町村）への居宅サービス計画の届けが終了後に解約した場合	料金は一切かかりません
----------------------------------	-------------

（４）その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月１５日までに前月分の請求を郵送いたしますので、到着後１５日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

4. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

契約締結後、速やかに居宅介護サービス計画を作成します。

（２）サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただくことがあります。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援１・要支援２と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

5. 事業所の居宅介護支援の特徴

（１）運営の方針

- ①ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立った居宅介護支援サービスの提供。
- ②利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由について説明を求める事ができますので、必要であれば遠慮なく申し出て下さい。
- ③ご利用者の了解のもと、必要に応じ医療機関との連絡調整を行います。入院の際は、担当の介護支援専門員の氏名、連絡先を入院先にお伝え下さい。
- ④ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営

むことが出来るように居宅サービス計画の作成を行う。

- ⑤ 医療や福祉サービスとも連携し、居宅サービス計画の作成を行う。
- ⑥ 介護保険法の遵守。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ご利用者の心身の状況を把握し、ご利用者やご家族の意見を採り入れながら問題点や解決すべき課題を見だし、居宅サービス計画書の作成をいたします。地域のサービス提供事業所の一覧表と料金表をご覧いただきながら居宅サービス計画書に沿ったサービスをしてもらえる事業所をご利用者並びにご家族のご希望により選択し連絡調整したのちに、同意のもとでサービスのご利用を開始していただきます。サービスのご利用開始後も定期的に実施状況の確認をし、ご利用者の状態について再評価を行い、ご利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更を行います。

(3) アセスメント（課題分析）の方法・・・居宅サービス計画ガイドライン方式

(4) 介護支援専門員への研修の実施・・・年間 4 回実施

6. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、事業所管理者に報告し、すみやかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故後の対応については、事故の原因究明と再発防止策の検討及び実施を行います。

7. 個人情報の取扱い（利用目的）

事業者は、業務上知り得たご利用者及びご利用者のご家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、介護サービスの提供上必要な場合、十分に配慮した上、必要最小限の範囲で情報を利用して、又提供します。

(1) 介護サービスのご利用者への介護の提供に必要な利用目的

【当事業所の内部での利用】

- ① 当事業所が介護サービスのご利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ ご利用者の介護サービスの向上

【他の事業所等への情報提供】

- ① 事業所がご利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託

- ・ ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

① 当事業所の内部での利用

介護関係事業者の管理運営業務のうち

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当事業所内で行われる学生等の実習及びボランティアへの協力

(2) ご利用者への医療の提供に必要な利用目的

【当事業所内部での利用】

① 当事業所がご利用者に提供する医療サービス

② 医療保険事務

【他の事業所等への情報提供】

① 当事業所がご利用者に提供する医療サービスのうち

- ・ 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
- ・ 検体検査業務及び健康診断の外部委託
- ・ ご家族等への病状説明

② 医療保険事務のうち

- ・ 保険事務の委託

③ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

8. 高陽会倫理委員会について

社会福祉法人高陽会では当法人のサービスを利用されている人、もしくは利用された方を対象とする研究を行い、過去から現在において積み重ねたデータや検証した結果を内外の研究発表や外部講師の資料作成等に使用することで福祉の発展、サービスの向上に活用しています。そのうちの一つである高陽会研究発表会においては法人職員のみならず、法人以外の発表参加者を受け入れており、その場合も法人職員と同等の取扱いをしています。いずれにおいても文部科学省、厚生労働省および経済産業省が告示する「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則って、利用者のプライバシーや人権が守られるように細心の注意を払い、それらが適切に行われるように、倫理に関する審議を執り行う委員会を設置しております。

以下の点については倫理委員会にて審議される内容のうち、共通事項となりますので、ご

理解ください。

(1) 研究への参加とその撤回について

研究への参加はご利用者の意思で決めください。参加に同意されない場合でも、一切不利益を受けません。また、いつでも研究への参加をやめることは可能です。

(2) 研究への参加を中止する場合について

利用者の意思により研究へ参加されても、意思に反して中止せざるをえない場合もあります。中止する場合は、その理由およびそれまでの情報の活用方法などを担当者からご説明します。

(3) 研究等に関する情報の提供について

研究計画や関係する資料をお知りになりたい場合は、他の対象の方の個人情報や研究全体に支障となる事項以外はお知らせすることは可能です。

(4) 個人情報の取扱いについて

氏名・生年月日などの個人を直接特定できる情報は、すべて第三者には特定できないようにしたうえで、個人情報を保護させていただきます。個人が特定される形ではなく、個人に不利益や危険性が及ぶことはありません。研究成果は研究発表や外部発表、外部講師の資料等での利用を予定していますが、その際も個人を直接特定できる情報は利用しません。

(5) 費用負担、研究資金などについて

費用負担はありません。また謝礼金などのお支払いもありません。

9. 高齢者虐待防止

事業者は、ご利用者等の人權の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. サービス内容に関する苦情窓口

要望や苦情は下記の窓口で受け付けております。受け付けた要望や苦情については、事実確認の上、必要があれば第三者委員に連絡いたします。緊急を要する返答が必要なときは早急に施設長に連絡し、当日のうちに対処いたします。なお、要望や苦情は市町村や公的団体の窓口においても受け付けております。

事業所の窓口 社会福祉法人 高陽会 風俱樂部ケアプランセンター	和歌山県橋本市高野口町名古屋926-1 苦情相談受付窓口 電話 0736-44-2668
市町村の窓口 橋本市役所	和歌山県橋本市東家一丁目1番1号 介護保険課 介護保険係 電話 0736-33-1111
市町村の窓口 かつらぎ町役場	和歌山県伊都郡かつらぎ町丁の町2160 健康推進課 介護保険係 電話 0736-22-0300
市町村の窓口 九度山町役場	和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 福祉課 電話 0736-54-2019
公的団体の窓口 和歌山県国民健康保険団体連合会	和歌山市吹上2丁目1番22号501（日赤 会館内） 介護サービス苦情相談窓口 電話 073-427-4662

11. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

12. 協力医療機関

名称	住所	主な診療科目
高木内科	紀の川市粉河	内科 呼吸器科 心療内科
虎谷内科小児科医院	橋本市高野口町	内科 小児科
山本病院	橋本市東家	内科 整形外科 眼科 歯科
栗山クリニック	橋本市高野口町	内科 外科 脳神経外科 胃腸科 循環器科 整形外科 リハビリ科 放射線科
こころの郷クリニック	橋本市高野口町	精神科 心療内科
吉川歯科医院	橋本市高野口町	歯科

13. 当法人の概要

名称 法人種別

社会福祉法人 高陽会

代表者役職 氏名

理事長 高木 洋

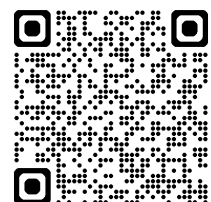
本部所在地

和歌山県紀の川市黒土 153 番地

電話番号

0736-73-5881

HP

<http://www.koyokai.or.jp/>

運営する事業

【特別養護老人ホーム高陽園】

- ・特別養護老人ホーム高陽園（介護老人福祉施設）
- ・高陽園ショートステイ（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）
- ・高陽園診療所
- ・生活管理短期宿泊事業

【老人保健施設さくらの丘】

- ・老人保健施設さくらの丘（介護老人保健施設）
- ・さくらの丘ショートステイ（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）
- ・さくらの丘デイケアサービス（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）
- ・さくらの丘訪問リハビリテーション（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）
- ・外出支援（移送サービス）
- ・グループホームさくらの丘（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【総合福祉センター風の里】

- ・グループホーム風の里（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）
- ・風の里ホームヘルプサービス（訪問介護・第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）
- ・身体障害者ホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）
- ・訪問看護ステーション麒麟（訪問看護・介護予防訪問看護）
- ・風の里デイサービスセンター（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業第1号通所事業）
- ・高陽会居宅介護支援事業所（居宅介護支援）
- ・小規模多機能型居宅介護 風の家（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）
- ・生活支援ハウス十人の家（高齢者生活支援ハウス）

【総合福祉センター風俱樂部】

- ・グループホーム風俱樂部（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）
- ・風俱樂部デイサービスセンター（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業第1号通所事業）
- ・風俱樂部ケアプランセンター（居宅介護支援）

【グループホーム風の里】

- ・グループホーム風の里（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【福祉センターのぞみ野】

- ・グループホームのぞみ野（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）
- ・認知症通所介護のぞみ野（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）

【城東こども園】

- ・城東こども園（幼保連携型認定こども園）

【浜風こども園】

- ・浜風こども園（幼保連携型認定こども園）

<事業者名>	風倶楽部ケアプランセンター（和歌山県指定 3071000545）
<住 所>	和歌山県橋本市高野口町名古曾 926-1
<代表者名>	社会福祉法人 高陽会 理事長 高木 洋 印

説明担当者 _____ 印

年 月 日

担当者より重要事項説明書による説明を受け、同意しました。

利用者 _____（氏名） _____ 印

利用者 家族等
代理人 _____（氏名） _____ 印